

奥州市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 株式会社まちづくり奥州と水沢商工会議所とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、奥州市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を奥州市水沢区に置く。

(目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により奥州市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、奥州市中心市街地の活性化に取り組む関係機関相互の横断的ネットワークの強化、意見調整の役割を果たすことで、奥州市中心市街地活性化の一層の推進を図ることを目的とする。

(公告)

第5条 協議会の公告は、奥州市の広報並びに水沢商工会議所会報及びホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 奥州市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) その他中心市街地の活性化に関すること。

第2章 会員

(会員)

第7条 協議会の会員は、次の者により構成される。

- (1) 株式会社まちづくり奥州（法第15条第1項第1号イ）
- (2) 水沢商工会議所（法第15条第1項第1号ロ）

- (3) 奥州市中心市街地において法第9条第2項第4号から第8号までに規定する事業を実施しようとする者（法第15条第4項第1号）
- (4) 認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者（法第15条第4項第2号）
- (5) 奥州市（法第15条第4項第3号）

2 前項に規定する者以外で協議会が必要と認める者（法第15条第4項第7号及び8号）

3 第1項に該当する者であって協議会の会員でないものは、自己を協議会の会員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない

（退会）

第8条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものと見なす。

（除名）

第9条 会員が協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、会議において出席者の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う会議において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

（役員）

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計監事 2名

2 役員は、会議において会員の中から選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を会議に報告する。

（タウンマネージャー）

第12条 協議会に、活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的見知を有するタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、協議会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 タウンマネージャーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

（事務局）

第13条 協議会の事務を処理するために、事務局を水沢商工会議所に置く。

2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。

第4章 会議

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議は、会員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 協議会の運営について助言を得るため、会議に専門家等を招くことができる。

(協議結果の尊重)

第15条 協議会の会員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第16条 協議会は、その目的を実行するため幹事会を設置することができる。

第5章 会計

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第18条 協議会の収入は、補助金、負担金及びその他の収入による。

第6章 解散

(解散)

第19条 会議の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、会議の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

附則

- 1 この規約は、平成19年11月14日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員任期は、平成21年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会議の承認を得て、別に定める。